

出席停止となる疾病について

【学校感染症について】

■第一種

エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、ペスト、マールブルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群（病原体が SARS コロナウイルスであるものに限る）、中東呼吸器症候群（病原体が MARS コロナウイルスであるものに限る）、特定鳥インフルエンザ・・・治癒するまで

■第二種

インフルエンザ・・・・・・・・・・発症した後 5 日を経過し、かつ、解熱した後 2 日を経過するまで
百日咳・・・・・・・・・・特有の咳が消失するまで、又は 5 日間の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで
麻疹（はしか）・・・・・・・・・・ 解熱した後 3 日を経過するまで
流行性耳下腺炎（おたふく風邪）・・ 耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後 5 日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで
風疹・・・・・・・・・・発疹が消失するまで
水痘（みずぼうそう）・・・・・・・・ すべての発疹が痂皮化するまで
咽頭結膜熱・・・・・・・・・・主要症状が消退した後 2 日を経過するまで
結核・・・・・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで
髄膜炎菌性髄膜炎・・・・・・・・・・感染のおそれがないと認めるまで
新型コロナウイルス感染症・・・・・・・・ 発症した後 5 日を経過し、かつ、症状が軽快した後 1 日を経過するまで

■第三種

コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、その他の感染症（感染症胃腸炎、マイコプラズマ感染症、溶連菌感染症、伝染性紅斑、手足口病などで出席停止指示のある場合）など・・・感染のおそれがないと認めるまで